

○厚生労働省告示第七十号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第四項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する告示を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき告示する。

令和六年三月七日

厚生労働大臣 武見 敬三

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する告示

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が

定める基準の一部改正)

第一条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十三年厚生労働省告示第二百五十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 地方公共団体、社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他の法人又は被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十号）第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。）若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第二条に規定する困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。以下同じ。）の保護の実施に係る活動実績を三年以上有し、かつ、宿泊を伴う被害者若しくは困難な問題を抱える女性の保護の実施に係る活動実績を一年以上有する者であること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 次に掲げる運営が可能な体制にあること。</p> <p>イ 宿泊を伴う保護を行うこと。</p> <p>ロ 二 (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>一 地方公共団体、社会福祉法人その他の法人又は被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十号）第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。）の保護の実施に関し相当の活動実績を有する者であること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 次に掲げる運営が可能な体制にあること。</p> <p>イ 入所者を二週間以上継続して入所させること。</p> <p>ロ 二 (略)</p> <p>四 (略)</p>

(地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部改正)

第二条 地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務(平成十六年厚生労働省告示  
第二百二十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	
<p>(項) (略)</p> <p>(項) 生活保護等対策費</p> <p>(目) 女性自立支援事業費補助金</p> <p>(目) 女性保護事業費負担金</p> <p>(目) 女性相談支援センター運営費負担金</p>	<p>補助金等の名称</p> <p>地方厚生局及び四国厚生支局が行う事務の内容</p> <p>(略)</p>
改正前	
<p>(項) (略)</p> <p>(項) 生活保護等対策費</p> <p>(目) 婦人保護事業費補助金</p> <p>(目) 婦人保護事業費負担金</p> <p>(目) 婦人相談所運営費負担金</p>	<p>補助金等の名称</p> <p>地方厚生局及び四国厚生支局が行う事務の内容</p> <p>(略)</p>

(傍線部分は改正部分)

## 附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和六年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の規定は、この告示の適用の日以後に行われる一時保護の委託（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定による一時保護の委託をいう。

以下この項において同じ。）について適用し、同日前に行われた一時保護の委託については、なお従前の例による。

3 この告示による改正後の地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務の規定は、令和六年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用し、令和五年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。